

第292回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録	
日 時	令和8年1月22日(木曜日) 午後2時から午後3時まで
開催場所	横浜市役所 18階会議室 さくら14
出席委員	藤倉委員長、平川委員、岩崎委員、齋藤委員、高杉委員
欠席委員	保宮委員、三井委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 案	1 「第291回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 2 放置自動車の廃物判定について
決定事項	1 「第291回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。 2 放置自動車3件を廃物とした。
議 事	<p>1 「第291回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 議案に基づき、事務局が作成した第291回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。</p> <p>2 放置自動車の廃物判定について 議案に基づき、放置自動車3件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。</p> <p>【 放置自動車 】</p> <p>(整理番号15281)</p> <p>高杉委員 車内に大量のごみがありますが、車両が放置された時からあったものですか。それとも、放置された後に捨てられたものですか。車内に多数ある麻袋の中身は何ですか。</p> <p>事務局 車内のごみについては、発見当時から現在に至るまで、概ね同様の状態が続いています。ただし、ドアは施錠されておらず、ガラスも破損している状態であったため、放置後に第三者が投棄したごみが一部含まれている可能性はあります。麻袋の中には折りたたまれた段ボールが入っています。</p> <p>齋藤委員 最初の通報は、どこから入ったものなののでしょうか。全体的に車体の損傷が激しいように見受けられますが、放置期間が半年程度で、このような状態になるものなののでしょうか。また、フロント部分の損傷も著しいため、事件や事故に関与している可能性も考えられるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。</p> <p>事務局 最初の通報は、当該エリアを管理している指定管理者から港湾局にありました。車体の損傷については、通報時点ですでにほぼ現在と同様の状態でしたが、放置期間中に車体への落書きが増加しています。また、事件や事故への関与の有無について警察に照会したところ、該当する事案は特にないとの回答でした。</p> <p>藤倉委員長 発見された時点で、すでにタイヤは付いていなかったということでしょうか。それから、所有者とは何かやりとりはありましたか。</p> <p>事務局 発見時点ですべてのタイヤがありませんでした。所有者への対応状況については、住民票上の住所あてに複数回にわたり警告書を送付するとともに、実際に自宅への訪問も行いましたが、いずれも居住の実態が確認できませんでした。</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15281につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15281を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15282)</p> <p>平川委員 指定管理者の通報から警告書の貼付まで少し時間があいているようですが、何か理由がありますか。</p> <p>事務局 港湾局の話では、指定管理者が車両に警告の手紙を貼って、所有者が自主的に撤去するなどの動きがあるか、様子を見ていたということでした。</p> <p>平川委員 放置された以降にナンバープレートがはずされたとのことですが、ナンバープレートは犯罪に使われる可能性もあるので、やはり迅速に対応していくことが大切だと思います。</p> <p>事務局 引き続き、港湾局と連携して迅速な撤去につながるよう取り組んでいきます。</p> <p>齋藤委員 放置されてから諮問までかなりの年数が経過していますが、何か理由はありますか。もう少し早く諮問されてもいいように感じるのですが。</p> <p>事務局 放置されて以降、警告書の送付や自宅への訪問などを繰り返し行ってきましたが、いずれも所有者との連絡が取れない状況が継続しています。これらの経過を踏まえ、所有者不明と判断し、今回、諮問させていただきました。</p> <p>平川委員 マンションの管理会社に居住者の照会や協力を求めることはできませんか。</p> <p>事務局 別件において、マンションの管理会社に対し、これまでに数回協力を依頼したことがあります。しかし、いずれのケースでも、個人情報保護を理由に対応してもらえず、取り合ってもらえないのが実情です。管理会社からは、警察による捜索差押許可状のようなものがなければ協力は難しいとの説明を受けました。</p>

	<p>平川委員 そうした状況を踏まえると、所有者名義人が判明している案件については、裁判でしっかりと争っていくという対応も必要だと思います。税金による撤去・処分はあくまで最終手段であり、原則としては、所有者名義人に適切に撤去してもらったり又は処分費用を負担してもらったことが妥当だと考えます。もっとも、案件ごとに費用対効果を十分に踏まえて判断していく必要がありますが。</p> <p>事務局 条例の趣旨を踏まえ、地域のためにもできる限り早期に撤去を進める必要がある一方で、税金により対応せざるを得ない場合があることとのバランスを十分に考慮しながら、今後も取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>藤倉委員長 委員の皆様は、所有者名義人が判明しているのに責任を追及できないことに違和感をお持ちなのだと思います。引き続き、何か別のアプローチができないか検討いただければと思います。</p> <p>事務局 承知しました。 藤倉委員長 整理番号 15282につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。 各委員 (異議なし) 藤倉委員長 整理番号 15282を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15283)</p> <p>平川委員 ドアは施錠されていますか。また、所有者の調査状況を教えてください。</p> <p>事務局 ドアは施錠されていません。所有者についてですが、登録名義人から転売されており、転売先の調査を行いました確認できない状況でした。</p> <p>藤藤委員 他の案件と比較すると、車体の損傷やごみの散乱も少ない印象で、なかなか悩ましい案件ですね。</p> <p>高杉委員 一方で、車両に取り付けられている部品のようなものは、場合によっては犯罪に使われる恐れもあります。こうした車両が長期間放置されていることは、周辺に不安感を与えることにもつながります。付近の住民の方が早く撤去して欲しいと思っている気持ちはよく分かります。</p> <p>事務局 別の案件ですが、放置車両の中で子供たちが遊んでいて危ないといった話や放火された車両もあります。やはり、所有者が分からない車両を長期間放置し続けるというのは望ましいことではないと考えています。</p> <p>平川委員 確かに、治安への影響が大きそうな案件ですね。総合的に考えると撤去すべき必要性は高いと思います。</p> <p>藤倉委員長 整理番号 15283につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。 各委員 (異議なし) 藤倉委員長 整理番号 15283を廃物と判定することと決定いたしました。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 「第291回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」 (2) 放置自動車関連資料 廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項 次回は、令和8年3月26日(木曜日)午後2時から、横浜市役所18階会議室 さくら14にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>